

評価時点 [令和4年(2022年)1月]  
令和4年度(2022年度)事業分 公共事業事前評価調書

評価調書作成者 [ 砂防課長 松田 龍朋 ]

事業プロフィール

【 事業概要 】

事業名	小山田川 防災・安全交付金(通常砂防)事業
事業箇所	熊本市 西区 島崎6丁目地内
事業担当課(室)	土木部 砂防課 (砂防班 内線6268)
事業期間	令和4年度 ~ 令和7年度 (4年間)
総事業費	350百万円
事業内容	透過型砂防堰堤1基、工事用兼管理用道路一式
事業目的	<p>小山田川は、熊本県熊本市西区島崎6丁目に位置し、保全対象に人家35戸、市道1,380mを含む土石流危険溪流(ランクI)である。溪床には不安定土砂が厚く堆積しており、次期出水時に流出する可能性が高く、下流の保全人家等に被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このような状況を鑑み、砂防堰堤1基を整備することによって、土砂災害を未然に防止するとともに、民生の安定を図ることを目的とする。</p>

【 現況写真 】



(上流域の荒廃状況)  
溪床には不安定土砂が厚く堆積しており、次期出水時に流出する可能性が高く、下流の保全人家等に被害を及ぼす恐れがある。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	一般的な技術で対応できる。
費用便益比	B/C = 6.4
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)             </div>	事業を行わない場合、降雨(100年に1度の確率の雨量)で下流域の人家35戸が全壊する恐れがある。 また、熊本市道への土砂流出が懸念され、民生の安定に影響を及ぼす。
パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容	施設整備箇所は山間部で、住民の立ち入り等が比較的少ない箇所であるため、UD等の配慮は無い。
関係法令等の手続き の把握・完了状況	森林法に基づく保安林解除の手続きが必要となる見込み。

## 【 周辺状況 】

関連事業	特になし。
市町村、地元の状況	特になし。
説明会の開催状況と関係者の意向	事業着手後に地元説明会を予定。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

【 事業評価表 】

評価軸	評価項目	配点	評点
重要性	① 事業計画の位置付け	5	4
	② 市町村合併支援	5	0
	小 計	10	4
必要性	③ 特定地域振興	5	0
	④ 住家、要配慮者利用施設等の保全	25	20
	⑤ 交通体系の保全	10	6
	小 計	40	26
緊急性	⑥ 警戒避難体制の整備	15	5
	⑦ 被災歴	15	0
	小 計	30	5
効率性	⑧ 費用便益比(B/C)	20	20
	小 計	20	20
合 計		100	55